

341炉、窯を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業種	労働 者規 模
1	2017	12	18~19	作業後に清掃する際、バケツにお湯を入れ、蛇口を閉めたとき、誤ってお湯をこぼし、右腰にかかってしまった。	49	11	170101	30~ 49
2	2017	12	18~19	作業が終わって清掃しようと、バケツにお湯を入れ、蛇口を閉めたとき、誤ってお湯がこぼれ、右腰部分にかかった。	49	11	10104	100 ~ 299
3	2017	12	3~4	バスタブランチャー横殺菌シンクから熱湯を桶にて汲み上げた際、前掛けが腰ひも部分で手繰り上がった状態になっており、長靴の上まで前掛けの裾が上がった状態に被災者は気づいていなかった。熱湯を汲み上げた際に桶がシンクの縁に引っかかり、熱湯が被災者にこぼれてきて、前掛けを伝い両足の長靴内に入った。	54	11	10109	100 ~ 299
4	2017	12	10~11	当社工場内において、加熱炉の掃除をしていた。加熱炉の上部に上がって掃除をしていたところ、誤ってバランスを崩し、回転しているファンベルトに左手を入れて負傷した。	45	7	11209	10~ 29
5	2017	12	14~15	調理室において清掃をしている際、湯を溜めた釜を固定するストッパーを外した状態で作業をしており、よそ見をしている間に水の重さで釜が傾き、熱湯がこぼれ、長靴の中に入り込み、両足首付近に火傷を負った。	60	11	10109	500 ~ 999
6	2017	11	9~ 10	ランチ用のお茶をヤカンで沸かし、調理場からヤカンを持って出る際、段差に躓き腕と足に沸騰したばかりのお茶が全部かかってしまった。	55	11	140201	1~9

7	2017	10	9～ 10	そば茹で時の追加用の沸騰したお湯を容器にためていた時、容器が傾いて左足に熱湯をかけてしまい火傷してしまった。	43	11	140201	10～ 29
8	2017	9	11～ 12	厨房内の回転釜前、五目煮のアク取りをしている際、回転釜の溝にはまり、転倒しそうになり、体を支えようと、熱くなった釜の内側に右手をついた為、右手首内側を火傷する。	21	11	80209	10～ 29
9	2017	9	3～4	サンドイッチ用の卵をゆでていて、鍋を流しに持って行く途中にけつまずいて、鍋の湯がかかりやけどをした、（足がもつれて）左手にかかった。	65	11	80209	1～9
10	2017	9	19～ 20	鍋から背油の煮汁を排出する時に、履いている長靴の中に煮汁が流れ込んでしまった。	25	11	140201	30～ 49
11	2017	9	20～ 21	店舗厨房内においてオーブンを使用して調理していた際にコンベクションオーブンの扉を開いた。扉が自動で閉まることに気付かなかったため扉に右肘が接触してしまい火傷を負ったものである。	18	11	140201	30～ 49
12	2017	8	19～ 20	B棟製造室で真空乳化釜の洗浄中、釜本体の1.9m上方から秒速2cmの速度で下降してくる釜蓋が閉じるまでの間に、釜本体に触らず釜外周にホースで水をかけて洗うことになっているが、被災者は釜の縁が汚れているのを発見したために、釜蓋が下り切るまでに汚れを落とせると思って手洗いを始めた。ところが、着用していたゴーグルが曇っていて視界が悪く、下降してくる釜蓋と釜本体の間に左手指先を挟まれ、左中指・示指・拇指を開放骨折した。	25	7	10803	300 ～ 499
13	2017	8	18～ 19	厨房内洗い場にて、茹釜のお湯を捨てようとした際に、いつもより釜が傾き、手にお湯が掛かった。その際、火を消して間もない熱湯状態であったため、火傷を負った。	49	11	140201	1～9
14	2017	8	13～ 14	当社工場内において、木材および廃材を焼却炉に反復して出し入れする作業の中で、突然風が顔面および両手全般に触れ、その際に顔面および両手肘付近を火傷する損傷を受け	39	11	10401	10～ 29

				た。				
15	2017	8	4~5	当社工場建屋内にある鑄造場にて、アルミ溶解の出湯作業を行っていたとき、溶解炉出湯口から鑄型へ注入する分配器までを繋ぐライン（樋）に右足を落とした。事故当時、樋をまたぐ渡り階段を利用したときに、開閉式の桶点検用の蓋が開いている状態でまたいでしまい、樋の縁に足を置いた際に滑ってしまった。結果、右足裏および甲から指先、足首の部分にかけてⅢ度の熱傷を負った（範囲2%）。	38	11	11102	50~ 99
16	2017	8	10~ 11	工事用車両で材料を納品しているとき、車両の後部に設置している、材料を煮る溶融釜に火がついていることに気が付き、車を止めた。溶融釜の火を消しに行った際、運転席の上部にある作業荷台から台車が落ちそうになっていたため整理をして降りるとき、釜の蓋が開いていた事に気づかず、左足の膝下まで浸かり、火傷と打撲を負った。	37	1	30209	30~ 49
17	2017	7	10~11	亜鉛釜上にて作業員2名で浸漬管（亜鉛溶解用バーナー部品）の交換作業をおこなっていた。その後、新しい浸漬管をベースにセットする時に補助として被災者が加わった。作業員は浸漬管を持ち差し込もうとした際に被災者に下から支える様に伝えたが被災者は作業がしづらかったためか（推定）作業対象の反対側へまわり釜開口部付近へ移動したところ足を踏み外し亜鉛浴に足が浸かり被災した。	55	11	11204	300 ~ 499
18	2017	7	5~6	殺菌機3号機バランスタンクで熱水殺菌循環中に、バルブ操作間違いに気づきバルブ操作をしたところ、バランスタンクから熱水が吹き出た。右手甲、両足太ももに火傷をおった。	28	11	10101	100 ~ 299
19	2017	6	11~ 12	ノズル焼き処理場所にて処理中、誤って水分の付着したノズル（約9kg）を薬剤中に投入したため、左手から左肩にかかり、火傷をした。	37	11	10209	1~9
				被災者は、8号炉に材料を装入しようと炉蓋開閉レバーを左手				

20	2017	6	14～ 15	<p>で持って上げようとした。炉蓋が1/4程度しか開かない為、数回炉蓋を開け閉めしたが、炉蓋は完全に開かず、一旦レバーを下げて炉蓋を閉めた。その後、炉蓋開閉軸上の東側ピンを触ったところ、ピンが抜けたため炉蓋が開くと判断した。（その他の炉蓋が開かない要因については確認しなかった。）その状態を再度左手でレバーを持ち、炉蓋を開けようとレバーをある程度上げて左手を持ち替えた。その瞬間に重りが奥側に倒れ、レバーを持った左手が引き込まれ、炉の天板とレバーの間に左手小指が挟まれた。</p>	31	7	11001	1000 ～ 9999
21	2017	6	17～ 18	<p>釜場でうどんを茹でていて、多くのお客様に焦ってしまい、右手と左手で別々のタモを揚げようとして、誤って左手指を釜に漬けてしまい火傷した。</p>	22	11	140201	10～ 29
22	2017	6	2～3	<p>混合ドラムの蒸気殺菌作業をしていた被災者は、作業終了後、蒸気を止め、蒸気ホースを取り外し、混合ドラムの蓋を外して内を確認しようと、顔をドラムの方へ向けた際、顔に蒸気が当たった。</p>	54	11	10109	100 ～ 299
23	2017	6	5～6	<p>NH炉着火後、火が立ち上がって高温で安定するまで未燃ガス（黒煙）が発生するが、通常は誘引ファンが起動しているため、未燃ガスは滞留することなく誘引されバグフィルターで処理できるが、WO炉の前扉が全開だったため、本来誘引されるはずの未燃ガスがNH炉の二次燃焼室に滞留し、充満した際にNH炉で燻った火に引火し、大爆発が発生した。爆発によって緊急解放弁が破損し、エアーが漏れたため、対象従業員が状況を確認せずに緊急解放弁のエアー漏れを見に行った時に、2回目の爆発が起こり、爆発で開いた緊急解放弁のウエイト部分が対象従業員の右手に当たり負傷した。</p>	50	14	150102	10～ 29
				<p>調理器具の殺菌作業中、85℃（お湯）の煮沸殺菌槽から消毒後の調理器具が入った籠を取り出す際、籠を殺菌槽にぶつけ</p>				

24	2017	6	21～ 22	調理器具が槽内に落下した。落ちた調理器具を取り出そうと咄嗟にニトリル手袋をした左手を湯の中に入れ手首を火傷した。	33	11	170101	30～ 49
25	2017	6	21～ 22	調理器具の殺菌作業中、85℃（お湯）の煮沸殺菌槽から消毒後の調理器具が入った籠を取り出す際、籠を殺菌槽にぶつけ調理器具が槽内に落下した。落ちた調理器具を取り出そうと咄嗟にニトリル手袋をした左手を湯の中に入れ、手首を火傷した。	33	11	10109	100 ～ 299
26	2017	5	10～ 11	3回目の砂糖作りをされていて、3番鍋から攪拌機に黒糖汁を移してすぐ、代表者が攪拌機のスイッチを入れた時に、熱い黒糖汁が、代表者とその側を歩いていた被災者の腕にかかった。	58	11	10109	1～9
27	2017	5	8～9	朝会終了後、一人急いで担当職場に戻り、金型の周囲に設置されている昇温機ガス栓を開け、ガスライターで点火後圧縮空気を送る栓を開けたところ、自分に向けて火が迫ってきたため避けようとしたが、顔及び右手部を受傷した。被災者は生産を早く始めようと作業責任者の指示が無いにもかかわらず、見よう見まねで作業を行った。（アルミホイール casting 工程）	53	11	170101	100 ～ 299
28	2017	5	8～9	朝会終了後、一人急いで担当職場に戻り、金型の周囲に設置されている昇温機ガス栓を開け、ガスライターで点火後圧縮空気を送る栓を開けたところ、自分に向けて火が迫ってきたため避けようとしたが、顔及び右手部を受傷した。被災者は生産を早く始めようと作業責任者の指示が無いにもかかわらず、見よう見まねで作業を行った。（アルミホイール casting 工程）	53	11	11502	50～ 99
				当社工場敷地内に設置している焼却炉（投入口48cm×33cm）				

29	2017	5	9~ 10	にゴミと一緒に設備で使用した廃グリス（Φ30cmの20?ペール缶に八分目位）をペール缶ごと投入したあと、現場を離れて作業していたが、黒煙が昇り始めたので焼却炉に駆けつけると、投入口付近の隙間から炎が噴き出ており、慌ててバケツで水をかけた為、燃えている脂に水を注いだこととなり、それが飛び散り、逃げようとして背中を火傷した。今まで廃グリスの処理は産廃業者に依頼していたため、社内で焼却処理をしたことはない。	49	11	11709	10~ 29
30	2017	5	14~ 15	工場内で計測機器の清掃中に、パイプ内のお湯を抜き忘れた状態で計測機器を取り外したため、パイプ内のお湯が両手にかかった。	47	11	10801	10~ 29
31	2017	5	9~ 10	ビル清掃の現場で給湯室の清掃中、電気ポットが不安定に置かれていて倒れ、右足に熱湯を浴び火傷した。	67	11	150101	100 ~ 299
32	2017	4	10~ 11	給食室で園児の給食調理中に回転釜に近づいた際に、段差で足が滑り、右肘下部が釜上部に接触した。続けて転倒を防ぐために、左手で釜上部を掴んでしまい、右肘下と左手の内側を火傷した。	22	11	130201	30~ 49
33	2017	4	10~ 11	出汁サーバーにかけ出汁を補充する際、あやまって左腕に出汁をかけてしまい上腕を火傷した。	25	11	140201	10~ 29
34	2017	4	10~ 11	ランチの蕎麦を作成するため、熱湯を入れたポットをIHに設置しようとしたところ誤って落としてしまい、本人の両足全体に熱湯が掛かってしまった。	21	11	140201	30~ 49
35	2017	4	2~3	煮沸釜の下にある、熱湯（85℃くらい）が通っている配管があり、本来なら熱沸殺菌の工程が終わってから、外して確認する所を不注意により外してしまい熱湯が体にかかってしまった。	21	11	10109	50~ 99
				店舗パン工房内にて、製造スタッフ4名にてパンの製造作業を				

36	2017	4	6~7	行っていたところ、パンのガス焼き窯で、窯の老朽化が原因とみられる設備不良で不完全燃焼が起こり、パン焼き窯内で一酸化炭素が発生し、吸引したため一酸化炭素中毒を引き起こした。	43	12	80209	1~9
37	2017	4	6~7	店舗パン工房内にて、製造スタッフ4名にてパンの製造作業を行っていたところ、パンのガス焼き窯で、窯の老朽化が原因とみられる設備不良で不完全燃焼が起こり、パン焼き窯内で一酸化炭素が発生し、吸引したため一酸化炭素中毒を引き起こした。	38	12	80209	1~9
38	2017	4	13~14	キッチン内で、ラーメンスープを寸胴から丼ぶりにスープを入れる際に、被災社員の後方から別の社員が通過しようとしたときに接触し、90℃以上のお湯が左肘下部にかかってしまった。	51	11	140201	10~29
39	2017	4	8~9	1号キュポラから前炉への湯量が少なかった為、湯量の改善を図ったがうまくいかず、キュポラから湯があふれ、小規模水蒸気爆発が起こり、1号キュポラの操業を中止することとした。中止作業のなかで、キュポラの底の蓋を開けた際、落下したキュポラ内容物が、下部に溜まった水と接触し、大規模水蒸気爆発が起こり被災した。	55	14	11002	50~99
40	2017	4	8~9	1号キュポラから前炉への湯量が少なかった為、湯量の改善を図ったがうまくいかず、キュポラから湯があふれ、小規模水蒸気爆発が起こり、1号キュポラの操業を中止することとした。中止作業のなかで、キュポラの底の蓋を開けた際、落下したキュポラ内容物が下部に溜まった水と接触し、大規模水蒸気爆発が起こり被災した。	56	14	11002	50~99
41	2017	3	12~13	病棟1階女室詰所内で昼休憩中、流し台にある自分のコップを取ろうとして湯沸かしポットの蒸気出口の上に右前腕部が当たり、お湯もちょうど90度から100度に沸騰中だったため火	58	11	130101	50~

				傷をしてしまった。すぐに患部を水道水で冷やそうとあてたため、上皮がはがれてしまい重症になった。				99
42	2017	3	13~14	飲食店（そば）のタイル敷き調理場内の食器洗い場において、お客様の飲食後の食器である1人用鍋を客席から洗い場に運び積み重ねている作業中、バランスを崩して釜に入っていた熱いお湯を自身に向けてかけてしまい、両足に熱傷を負う。	67	11	140201	1~9
43	2017	3	10~11	チーズ染色現場にて染色作業中、最後の作業行程中に釜を開けた時に熱湯をかぶり、火傷を負った。	32	11	10204	10~29
44	2017	3	17~18	会社調理場で回転釜のお湯に野菜（玉ねぎ）を入れるとき、回転釜のお湯がこぼれて左足にかかってしまい、膝下を火傷した。	38	11	10109	30~49
45	2017	2	15~16	収穫したワカメを85~90℃位の温度の海水でボイルし、その後すぐに冷却する作業中に、お湯を張った水槽にあるゴミを網ですくおうとして前かがみになった時、バランスを崩し水槽の中に左手が入り、火傷してしまった。	30	11	10102	30~49
46	2017	2	20~21	被災者は溶解職場で、保持炉の受湯口の詰まりを除去するため、受湯口を鉄筋の丸棒で突いた。その時、受湯口へ注ぎ込んでいる溶湯が右手の革手袋の中に入り、火傷した。	24	11	11002	100~299
47	2017	2	16~17	焼却炉のメンテナンス作業中、ハンドホールを開放した際に、中の流動砂が吹き出し、傷病部位に熱傷を負ったものである。	48	11	170101	10~29
48	2017	2	10~11	工場では15mシートを広げる際に、作業スペースに置かれたストーブに足がぶつかり、加温用としてストーブ上に乗せていたタライの熱湯が右腕にかかり火傷をしてしまった。診断の結果、右腕で体全体の18%の火傷で、全治4週間になった。	47	11	80409	50~99
				朝食の対応中にコーヒーの出し終えた粉を捨てようとして				300

49	2017	2	17~18	移動していた際に、誤って鍋にぶつけてしまい、反動で左腕、手首付近にかけてしまい火傷を負ってしまった。	49	11	10109	～ 499
50	2017	2	17~18	本社工場内において、ワカメカット作業中、フレッシュワカメカット作業からボイルワカメカットに切り替えるため、刃を外し洗浄作業を行う。刃の清掃作業が終了し、次の作業のための刃を取り付ける。刃を取り付けた後、若布の残骸に気づき機械に手を入れ左人差し指を切断する。（安全カバーのセンサーが不具合を起こしていた。）被災者は、刃を取り付けたことを忘れていた。また通常はスイッチを入れた状態で手を入れると、安全カバーが外れた状態では作動はしない。	49	11	170101	100 ～ 299
51	2017	2	9~10	前日から始まったワカメの加工中、茹で方を担当していた者が足を滑らせて前方にあった茹で釜（水槽）に転落した。作業をしやすいするためにプラスチックケースで足場をかさ上げして使用しており、その足場の上に茹でたワカメの破片が落ちて、これを踏んで滑ってと考えられる。	51	1	10102	1～9
52	2017	1	20～ 21	セールスで飲茶スチーマーを使用していて、スチーマーを開けたとき、蒸気により右腕を火傷した。	19	11	80209	—
53	2017	1	14～ 15	本社に於いて、濾過機を加熱殺菌する為、ホースで70～80℃のお湯を砂糖溶解槽へ溜めていた。ホースを固定するカムロックのレバーを締め直そうとした時、誤って必要以上に固定金具が緩んでしまい、カンとホースが外れ、右顔面に湯がかかり、額・頬・唇に火傷を負った。	48	11	10105	10～ 29
54	2017	1	14～ 15	800t鑄造機の保持炉において、材料の交換の為、鉄坩堝の交換作業中に、鉄坩堝内での溶解途中でアルミ溶湯が一部飛び散ってしまい、保持炉そばで清掃を行っていた作業者にアルミ溶湯が付着してしまい、火傷を負ってしまった。	31	11	11102	50～ 99
				院内厨房内において、回転釜で調理器具の煮沸消毒中に釜の底に沈んでいた調理器具を取り出そうとした時、手を入れた				500

55	2016	12	15～ 16	深さが、着けていたグローブの長さを超えてしまい、グローブ内に熱湯が入り込み、右ひじから指先にかけて熱傷を負った。	37	11	130101	～ 999
56	2016	11	13～ 14	配管工事中、レアー付近の部品交換作業をしていた際レアーの蓋を外したところ、誤ってレアー内部の熱風に触れてしまい、火傷した。	68	11	30309	1～9
57	2016	10	13～ 14	工場内に於いて羊羹の製造中、寒天と砂糖を沸騰させた蒸気釜に材料を攪拌するためのプロペラを取り付け、ストッパーを止めようとしたところ、蒸気釜の中の材料が飛び散り、両手を負傷した。	39	11	10109	10～ 29
58	2016	10	19～ 20	工場内の焼却炉にて、灰つまり除却作業中、灰出口からの熱風を浴びて火傷をした。	27	11	150103	30～ 49
59	2016	9	17～ 18	学校内の厨房において、米釜を抱え出して別の釜に移し変える作業を繰り返し行った際に、肩を痛めた。	59	19	140201	1～9
60	2016	9	9～ 10	給食センター調理室内において、煮炊き釜でだし汁を作り終え容器に取り分ける作業中、釜を少し傾げる必要から機器を操作したところ、間違った操作を行った。そのため、釜が停止せず、釜の中の熱湯がこぼれ出て、左足の甲周辺にかかり、火傷を負った。	37	11	10109	1～9
61	2016	9	13～ 14	昼の忙しい時間帯に食器洗浄機に汁器を取りに小走りで行っていた際、食器洗浄機の足下に敷いているマットの下が水で濡れて滑りやすくなっていた為、足を滑らせ転びかけ、咄嗟に体を支える為、食器洗浄機の台に右手首を突いた際、右手首を負傷した。	24	3	140201	10～ 29
62	2016	8	9～ 10	朝に点火していたピザがまの火が消えている事に気づき2時間後に再点火しようとした際、かまの中にガスが充満していた為、ライターで着火しようとした時に引火、火傷をおう。	40	11	140201	30～ 49

63	2016	8	10～ 11	タレライン充てん室製造釜にて、高温に加熱された出汁の中から原料を取り出す作業時に、耐熱手袋を着用して取り出していたが、長時間にわたり出汁の中に手を入れて作業していたために、耐熱手袋の耐熱温度を超えて熱が中まで伝わり火傷をした。	47	11	10109	500 ～ 999
64	2016	7	11～ 12	工場内において焼成機のバーナーに火をつけようとした時、着火ミスを繰り返した結果、充滿したガスに一気に火がついたため、火傷を負った。	59	14	10104	10～ 29
65	2016	6	13～ 14	冷却水配管の補修の為、冷却水ポンプを停止し地下のドレンバルブを開放し水抜きを行った。補修作業終了後に復旧作業として冷却水ポンプを運転して、地下室にて2人で復旧作業を行っていた。冷却水を停止していた為、内部が高温になりドレンバルブから熱湯が吹き出し、勢いで取り付けていたホースが外れ、被災者の右太腿にホースが当たり、内部の熱湯を浴びて右太腿を火傷した。	41	11	150103	10～ 29
66	2016	6	10～ 11	厨房内で冷凍麺をゆがく準備をしていた。麺をザルに移し、回転釜の中の沸騰した湯につけた時に、湯があふれ出て左足の長靴に入り、左足首から下を火傷した。	63	11	80209	50～ 99
67	2016	6	14～ 15	店のバックにて、電磁調理器の置かれているスライドを引き出した際に、途中で引っ掛かった為、寸胴ごと倒れ両足甲に火傷を負う。	18	5	140201	10～ 29
68	2016	6	8～9	朝仕込み中、だしを取る作業をしていた者が仕事にだしの入ったなべを倒してしまい、被災者の足に熱湯がかかってしまい、やけどをした。	64	11	140201	1～9
69	2016	5	14～ 15	高圧釜作業場の通路を通り移動中に、高圧釜の異常に気づき、その高圧釜の冷却作業を行おうと高圧釜の横に立った。高圧釜の蓋が開き、蒸気及びその浴液を浴び、火傷を負った。	39	11	10204	10～ 29

70	2016	5	10～ 11	工場内焼却施設にて焼却作業中、燃焼確認をする際、本来であれば、燃焼確認用の棒で顔を近づけずにやるところ、不注意により、焼却炉扉を開けて目で確認しようとしたため、扉を開けた瞬間、顔に火がかかり、負傷した。	29	11	150102	50～ 99
71	2016	5	20～ 21	製鋼工場電気炉にて、3回目の原料追装後、作業口扉の下部に付着したスラグをカギ棒で落とそうと、電気炉北側より、作業口前に近寄ったと同時に排滓口近辺で密閉物と思われる原因の爆発が起き、炎が吹き出し熱傷した。	30	11	11001	100 ～ 299
72	2016	5	16～ 17	事業所において、スチームコンベクションで調理を行い温度を測るため扉を開けていたところ、誤って熱を持った扉の内側が右腕にあたってしまい、火傷をした。	71	11	80209	10～ 29
73	2016	5	14～ 15	工場加熱室内において、ニーダー（蒸気釜）の洗浄作業中、ニーダーの中に溜めた熱湯をこぼすためニーダーを手前に傾けたところ、誤って熱湯が長靴の中に入ってしまい、右足甲部に熱傷を負った。	24	11	10109	10～ 29
74	2016	5	10～ 11	漬物製造の作業場で、製品のボイル殺菌の作業をしていた時、簡易的に設置した殺菌槽のフタ代わりにしていたナイロンシートを、冷却するため近づきすぎた状態で上げた時、中からの熱で顔面を熱傷した。	43	11	10103	30～ 49
75	2016	4	12～ 13	電気炉上部補修作業中、付属のリングフードを取り付け時、リングフードと炉体を固定するボルトを付けるため、穴を合わせるのにバールで穴調整している時、バールがすべり、バランスが崩れ約2m下の地面（コンクリート）に転落した。	39	1	11209	10～ 29
76	2016	3	8～9	調理場にて、回転釜にお湯を沸かし、柄杓で油揚げにお湯をかけて油抜きをしようとした際に、手が滑ってしまい誤って右足にかけてしまい、下肢第二度熱傷を負う。	25	11	140209	10～ 29
			18～	ボイラー故障のため、回転釜より洗浄機のシンクにお湯を運				

77	2016	3	19	ぶことになり、鍋でお湯を汲み上げた際に、回転釜より熱湯があふれ、左足にかかり火傷をした。	67	11	80209	1～9
78	2016	2	13～ 14	工場で、溶湯ヒーターを上昇させ、ブランケットにて溶湯ポットに蓋をしようとした時に、ヒーターに付着したアルミの滴が右手首の上に落ち、被災した。	35	11	11109	50～ 99
79	2016	2	10～ 11	チルド製造そぼろ室において、2台あるそぼろ味付け釜のうち1台は「使用禁止」もう1台は使用中だった為「使用禁止」の釜のスイッチを入れてみたところ動いたのでお湯をわかし始めた。そのお湯で調味料を入れる器機を洗おうと釜に対して後ろ向きに作業をしていたところ、釜が傾いてお湯が両足の後ろ側にかかり、やけどした。	59	11	10101	50～ 99
80	2016	2	9～ 10	厨房にて、調理業務に従事していた。業務用ガス回転釜の前でしゃがみこんで、床から30cm程の高さの着火口に着火用ライターで着火作業中であった。その際に口火だけでなく二つのコンロの元栓を開けていたため、着火と同時に開口部から火が大きく吹き出して、顔、腕その他に火傷を受けた。	63	11	10109	1～9
81	2016	1	20～ 21	店内フライエリアにて、チキンナゲットを調理する際、ナゲットが油に落ち、はねた油が右腕肘内側付近にかかり、受傷した。	29	11	80209	30～ 49
82	2016	1	16～ 17	鑄造作業場において、炉からアルミニウム溶解を鉄製のヒシヤクを使用して鑄型に流し込み作業中（湯入れ）、足元に置いてあった別のヒシヤクのバケツ部に躓き、両手で持っていたヒシヤクが大きく揺れた為、アルミニウム溶解を溢してしまい、跳ねたアルミが耳・首・左足にあたり、火傷した。	25	11	170101	10～ 29
83	2016	1	16～ 17	鑄造作業場において、炉からアルミニウム溶解を鉄製のヒシヤクを使用して鑄型に流し込み作業中（湯入れ）、足元に置いてあった別のヒシヤクのバケツ部に躓き、両手で持っていたヒシヤクが大きく揺れた為、アルミニウム溶解を溢して	25	11	11102	10～ 29

				しまい、跳ねたアルミが耳・首・左足にあたり、火傷した。				
84	2016	1	9～ 10	熱処理工場内CAFQ炉設備の立ち上げ作業中、設備トラブルにより小爆発が起こり、爆風により顔、肩に火傷を負った。	45	14	11209	10～ 29
85	2015	12	18～ 19	場内巡視点検を行っていた被災者は、減温塔ロータリーバルブ点検口を開放し、内部灰の湿り具合を確認しようとしたところ、1・2号炉共に減温塔ロータリーバルブを停止したつもりが2号だけ止まっておらず、巻き込まれ、左手を負傷した。	38	7	150101	50～ 99
86	2015	12	22～ 23	麺場で作業中、麺の硬さを確認しようとデシャップ台に近付いた。麺を羽釜に入れようとして、羽釜の前に行こうとして体を回転させようとした時に滑ってしまい、手をつこうとしたが掴めるところがなく、そのまま左手を羽釜の中に突っ込んでしまった。	19	11	140201	10～ 29
87	2015	12	11～ 12	長期連休時の熱処理炉内点検に伴い、炉前洗浄機扉の落下防止として、搬送レール上に上がりチェーン掛け作業を行った。作業が終わり、扉開閉LSドックカバーに左手を掛け降りようとした際、足が滑り転落した。	28	1	11502	100 ～ 299
88	2015	12	11～ 12	給食調理業務終了後、蒸気回転釜を洗浄していたところ、蓋が上で確実に止まっていなかったため、蓋が緩やかに落下して右手を挟んでしまった。	57	7	10109	1～9
89	2015	11	17～ 18	調湿塔の下部にダストが溜まっており、ダストを取り出す為に下部点検口よりカギ棒を使用してダストを落としていた。ダストの上部に行くにつれて乾燥したダストになっており、カギ棒で衝撃を与えた時に、一気に高温ダストも落下したため、手前側で作業していた被災者に高温ダストが流れ込んだ。又、避難する際にも高温ダスト内を歩いた為、足を火傷した。	50	4	10902	500 ～ 999
				鑄造工場内キュポラで、作業者が羽口からコークスが残って				

90	2015	11	10～ 11	いるか覗いて確認していた時に、別の作業者がコークスを冷却するため市水をかけたところ、熱を帯びた水蒸気が作業者の顔に飛散した。	53	11	11002	50～ 99
91	2015	10	15～ 16	ゆば製造終了後、ゆば釜に残った90度近い豆乳をコンテナに排出作業中、床にこぼれた豆乳で足を滑らせ、右腕を豆乳の入ったコンテナに入れてしまった。すぐに取り出したが右腕前腕に火傷を負った。	75	11	10109	100 ～ 299
92	2015	10	9～ 10	厨房にて、フライヤーに油をはり、フライヤーまわりの拭き掃除をしていた。拭き掃除中、ふきんを油の中に落としそうになり、慌てて拾ったところ、油がはねて右手等に火傷をおった。	57	11	80209	10～ 29
93	2015	9	7～8	店内厨房、フライヤー付近にて商品を製造する際、ダクトフードに取りつけていたタイマーがフライヤーに落下した為取り出そうと咄嗟に素手の右手を油の中に入れてしまい、右手人差し指・中指・薬指・小指を受傷した。	67	11	80209	30～ 49
94	2015	9	13～ 14	ダンプカー修理を終了し、作業で出たゴミを焼却しようと焼却場に運び焼却をしていた際、一部可燃物が有り勢いよく燃え上がった時、焼却炉に背中を向けていた為背中に飛び火し慌てて背中を消し、気が付くと顔、左手指先から肘にかけて熱傷を負った。	63	16	20201	1～9
95	2015	9	16～ 17	惣菜作業場で油掃除をしようとした際、油が抜け切れていない所に指を入れてしまい、右手中指・薬指・小指を火傷した。	39	11	80209	50～ 99
96	2015	8	10～ 11	溶解炉のルツボを取り外し、炉内の温度を下げるため、扇風機で約3時間送風していた。翌日に出勤し炉の内壁を補修するため炉の中に入り作業を行った際に、靴底のすり減った安全靴を着用していたため両足の裏に低温火傷を負った。	55	11	11301	10～ 29

97	2015	8	21～ 22	蒸らし上がった米を電子ジャーに移す作業で、隣の点火中の炊飯器の熱により取っ手が熱くなっていることに気が付かず、掴んだ際に右手に火傷した。	32	11	140201	10～ 29
98	2015	7	8～9	ボイラー燃焼炉内のクリンカ除去作業中、上段アーチの上に堆積した灰を少量ずつ除去していたとき、灰が雪崩状に崩れて作業者と共に約2m落下し、下肢部が灰に埋もれて火傷を負った。	44	11	30203	1～9
99	2015	7	3～4	炉燃え殻ピットにて、罹災者が重機を使って灰の積み込み作業を行っていたところ、炉内でクリンカが落下。その衝撃で、灰出しコンベア内のシール水が飛散した。罹災者は、クリンカの落下の音に気付いて、その場を離ようと重機から降りたところで、飛散したシール水（熱湯）を体にかぶった。	59	11	150102	100 ～ 299
100	2015	7	9～ 10	ダイカスト製品取立内にゴミが付着、それを素手で取り除こうとして、マシンのラドルに挟まれた。	43	11	11209	50～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。